（企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官）

第十七条　調査企画課に、企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する重要事項についての企画及び立案（初等中等教育局及び教育改革・国際課の所掌に属するものを除く。）に参画する。

3　分析調査官は、教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する専門的事項についての分析及びその結果を利用に供することに当たる。

4　国際教育統計専門官は、国際的な教育に係る統計に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

5　外国調査官は、外国の教育事情に関する調査及び研究に当たる。

（教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教育人材確保専門官）

第十八条　教育人材政策課に、教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教育人材確保専門官それぞれ一人を置く。

［条を加える。］

2　教員免許企画室は、教育職員の免許に関する事務をつかさどる。

3　教員免許企画室に、室長並びに教員養成カリキュラム開発専門官及び更新講習開発普及専門官それぞれ一人を置く。

4　教員養成カリキュラム開発専門官は、大学並びに教員養成機関及び養護教諭養成機関における教員養成カリキュラムの開発に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（教員養成企画専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　更新講習開発普及専門官は、免許状更新講習の開発及び普及に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

6　教員養成企画専門官は、大学における教育職員の養成のための教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

7　教員育成指標専門官は、教育職員の経験及び適性に応じて育成すべき能力に関する指標に係る専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

8　教育人材確保専門官は、地方公務員である教育職員の人材確保に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（専修学校教育振興室）

第十九条　生涯学習推進課に、専修学校教育振興室を置く。

2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う

［条を加える。］

（専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官）

第十七条　生涯学習推進課に、専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官一人を置く。

2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う